

1 申請書提出

申請前に必ず施工者と打合せをして、申請書類を準備して下さい。(申請書類の提出は施工者が行います。)

- **申請書(様式第1号)** 御殿場市商工会ホームページからダウンロードできます。
- **添付書類**
 申請者：会員証明書(写)・滞納のない証明書(原本)・誓約書・印鑑証明書(原本)
 建物・土地等の所有者が確認できる書類又は賃貸借契約書(写)
 所有者の同意書及び印鑑証明書(原本)
 施工業者：会員証明書(写)・滞納のない証明書(原本)
 一次下請事業者の会員証明書(写)
 請負契約書(写)・見積明細書(写)・一次下請事業者名簿・工事着工前写真
 平面図
- **委任状** 施工業者申請の為、申請者の施工業者への委任が必要となります。

2 審査会

- **審査会** 毎月2回(原則として第2・第4金曜日開催。書類・現場検査)

3 内定通知

- **内定通知書(様式第2号)**
 一次審査終了後、内定通知書又は不決定通知書を申請者へ送付

4 工事完了証明書提出

- **工事完了証明書(様式第3号)**
 ※工事代金全額支払後、1月以内に提出して下さい。
- **添付書類(完了工事明細書・領収書(写)・請求書(写)・完了写真等)**
 ※元請事業者は領収書(写)、一次下請、仕入先は領収書(写)又は請求書(写)
 ※完成写真は施工内容が確認できるように写真帳、デジタル様式等で整理をお願いします。

5 審査会

- **審査会** 毎月2回(原則として第2・第4金曜日開催。書類・現場検査)

6 交付決定通知書発送

- **交付決定通知書(様式第4号)**
 二次審査後、交付決定通知書又は不決定通知書を申請者へ送付

7 請求

- **請求書(様式第5号)** 請求書(写)と決定通知書は受付印押印後返却します。
 ※交付決定通知書(様式第4号)とともに、1月以内に提出して下さい。

8 支給

- **指定口座へ振込**

対象となる 工事

- ①屋根工事(張替え・防水など)
- ②外壁工事
- ③基礎工事
- ④外構工事
- ⑤バリアフリーに関する工事
- ⑥防犯用のカメラ及びライトの設置
- ⑦床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの
- ⑧床材・内壁・天井の張替えなどの内装工事
- ⑨襖・障子・網戸・畳(張替えなど)
- ⑩扉・窓ガラス・サッシ(交換など)
- ⑪造作工事
- ⑫間仕切りの変更
- ⑬看板・オーニング(日よけ)の修復や設置
- ⑭厨房の改修や設置
- ⑮給排水・衛生(換気を含む)設備・電気・ガスに関するもの
- ⑯エアコンの設置、その他空調に関するもの
- ⑰洗面・トイレの改修・設置や水周りに関するもの
- ⑱浄化槽の設置・修繕、下水道接続工事
- ⑲その他審査会で対象となる工事と判断されたもの

対象と ならない 工事

- ①上記①～⑱に掲げる以外の備品・設備・機械など
- ②太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの
- ③清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・
 抗菌処理(対象工事に付随するものを除く)
- ④その他審査会で対象とならない工事と判断されたもの

